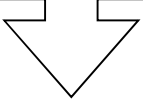


住民税が課税されない所得水準(年収)の目安(非課税限度額) ※松戸市(生活保護基準の1級地)における非課税限度額

令和5年1月から10月までの間の 任意の1か月の収入	家族構成例	非課税相当限度額 (収入額ベース)	非課税限度額 (所得額ベース)
	単身又は扶養親族がいない場合	100.0万円 _{以下}	45.0万円 _{以下}
	配偶者又は扶養親族(計1名)を扶養している場合	156.0万円 _{以下}	101.0万円 _{以下}
	配偶者又は扶養親族(計2名)を扶養している場合	206.0万円 _{未満}	136.0万円 _{以下}
	配偶者又は扶養親族(計3名)を扶養している場合	256.0万円 _{未満}	171.0万円 _{以下}
	配偶者又は扶養親族(計4名)を扶養している場合	306.0万円 _{未満}	206.0万円 _{以下}
年収換算 (×12か月)	障害者・寡婦・ひとり親の場合	204.4万円 _{未満}	135.0万円 _{以下}

※これを超える人数の場合には、コールセンターにお問い合わせ下さい